

広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における
博士学位授与の要件等について（課程博士及び論文博士）

令和5年4月1日
研究院長決裁

改正 令和7年4月18日 令和7年12月19日

(趣旨)

第1 この取扱いは、広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院細則(令和5年4月1日研究院長決裁。以下「細則」という。)及び広島大学学位規則スマートソサイエティ実践科学研究院内規(令和5年4月1日研究院長決裁)に定めるもののほか、大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における博士学位授与の要件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(博士学位授与の要件)

第2 博士学位授与の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準(令和5年4月1日研究院長決裁)第3及び第4に規定する各基準を満たしていること。
- (2) 課程博士については、細則第16条に規定する修了要件を満たすこと。
- (3) 論文博士については、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、試間に合格すること。
- (4) 予備審査を受審するまでに、各研究領域が定める次の表に掲げる博士論文の提出要件を満たすこと。

研究領域	課程博士	論文博士
Cyber Physical System	原則として、関係学協会等に発表した審査付学術論文や国際会議論文(掲載決定済のものを含む。)が3編以上(うち1編以上は筆頭著者の審査付学術論文)あること。	原則として、関係学協会等に発表した審査付学術論文(掲載決定済のものを含む。)が4編以上(うち1編以上は筆頭著者)であること。加えて、筆頭著者として発表した国際会議論文(掲載決定済のものを含む。)が1編以上であること。
Smart Mobility	関係学協会等に発表した審査付学術論文(掲載決定済のものを含む。)が2編以上(いずれも筆頭著者)あり、少なくとも1編はインパクトファクター付き論文であること。	関係学協会等に発表した審査付学術論文(掲載決定済のものを含む。)が3編以上(いずれも筆頭著者又は責任著者)あり、少なくとも1編はインパクトファクター付き論文であること。
Smart Energy	関係学協会等に発表した審査付学術論文(掲載決定済のものを含む。)が2編以上(うち1編以上は筆頭著者)であること。	関係学協会等に発表した審査付学術論文(掲載決定済のものを含む。)が3編以上(うち1編以上は筆頭著者)であること。
Smart Agriculture	審査付学術誌に筆頭著者として発表した参考論文(掲載決定済のものを含む。)が1編以上あること。	審査付学術誌に筆頭著者又は責任著者として発表した参考論文(掲載決定済のものを含む。)が2編以上であること。
Global Health and Medical Science	(ア)又は(イ)のいずれかに筆頭著者として1編以上掲載していること(掲載決定済のものを含む。)。 (ア)「Journal Citation Reports」(http://www.isiknowledge.com/JCR)で検索可能な雑誌 (イ)「Hiroshima Journal of Medical Science」	(ア)に6編以上(うち2編以上は筆頭著者)掲載していること(掲載決定済のものを含む。)。なお、本研究領域の教員を共著者とする論文を1編以上含むこと。 (ア)「Journal Citation Reports」(http://www.isiknowledge.com/JCR)で検索可能な雑誌
Social Innovation Science	SCIE/SSCI/AHCI/ESCI に掲載(受理済を含む。)した論文が1編以上あること。ただし、SCIE/SSCI/AHCI/ESCI以外の査読誌に掲載(受理済を含む。)した場合は、2編以上あること。	学位論文に関連する審査付学術雑誌に掲載した論文又はそれに相当する著作物が3編以上あり、かつ、インパクトファクター付き論文(SCIE/SSCI/AHCI/ESCI に掲載の場合被引用数が1以上)が1編以上あること。

(5) その他各研究領域が必要に応じて定める要件を満たすこと。

(授与する学位)

第3 課程博士にあっては、原則として主指導教員が属する研究領域及び博士論文の内容に応じて、次の表の右欄に掲げる学位のうちから最も適切なものを授与する。論文博士にあっては、博士論文の内容に応じて、次の表の右欄に掲げる学位のうちから最も適切なものを授与する。

研究領域	学位の種類	
Cyber Physical System	博士（学術）	Doctor of Philosophy
	博士（工学）	Doctor of Philosophy in Engineering
	博士（情報科学）	Doctor of Philosophy in Informatics and Data Science
Smart Mobility	博士（学術）	Doctor of Philosophy
	博士（工学）	Doctor of Philosophy in Engineering
Smart Energy	博士（学術）	Doctor of Philosophy
	博士（工学）	Doctor of Philosophy in Engineering
Smart Agriculture	博士（学術）	Doctor of Philosophy
	博士（農学）	Doctor of Philosophy in Agriculture
Global Health and Medical Science	博士（学術）	Doctor of Philosophy
	博士（保健学）	Doctor of Philosophy in Health Science
	博士（医科学）	Doctor of Philosophy in Medical Science
Social Innovation Science	博士（学術）	Doctor of Philosophy
	博士（経済学）	Doctor of Philosophy in Economics

(その他)

第4 この取扱いに定めるもののほか、課程博士における学位審査手続の詳細については、大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における博士課程後期修了のためのガイドライン(令和5年4月1日研究院長決裁)の定めるところによる。

- 2 第2及び第3の規定にかかわらず、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)第6条第4項に該当する者については、在籍時の課程博士として取り扱うものとする。
- 3 この取扱いにより難い事案が生じた場合は、入試・学務委員会で協議する。

附 則

この取扱いは、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月18日 一部改正)

- 1 この取扱いは、令和7年4月18日から施行し、この取扱いによる改正後の広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における博士学位授与の要件等について(課程博士及び論文博士)(以下「新取扱い」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の博士学位授与の要件(課程博士)は、新取扱いの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和7年12月19日 一部改正)

- 1 この取扱いは、令和7年12月19日から施行し、この取扱いによる改正後の広島大学大学院スマートソサイエティ実践科学研究院における博士学位授与の要件等について(課程博士及び論文博士)(以下「新取扱い」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の授与する学位は、新取扱い第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。